

通告7番、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、ただいまから6項目にわたって質問をさせていただきます。いずれも岩出市民の皆さんからの意見集約をして、岩出市の市政について見解をただすものであります。誠意ある答弁を求めておきたいと思っております。

まず、第1点であります。市内の造成・開発工事について質問をいたします。

1番目は、根来寺近くの公園墓地入り口の北側の地において、造成工事が今行われております。この地は、周辺は根来山内だと思いますし、文化財等々も多く散在している関係から、許認可を与える十分な配慮が求められております。この地には、一部売店等もありましたが、それ以外のところは拡大して造成されているというのが実態ではないかと思っております。

そこで質問ですが、この場所に何を構築しようとしているのか、つくろうとしているのか。また、この開発に当たって、造成に当たって、文化財等々の指定区域ではないのか。造成の平米数についてどうか。岩出市として、許認可に当たり、具体的に条件を付した上で行っているのかどうか、お聞きをしたいと思います。また、許認可をした時期はいつなのか、ご答弁ください。

2番目に、岩出地区の山地内の山林開発についてであります。

自然を壊してまで開発することに、私は大変な怒りを覚えます。最近の予知できない集中豪雨により被害が発生しており、この地の開発の南側には多くの岩出市民の皆さんが生活を営んでおられます。今回の山肌を削り、現在、このままでは保水力がなくなり、非常に危険ではないかと感じております。

この地で何をしようとしているのか。集中豪雨災害は起きないのか。また、その対策について、岩出市はどうしようとしているのか、質問をいたします。

- 田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

- 湯川教育部長 尾和議員の市内造成・開発について、文化財関係についてお答えをいたします。

この箇所につきましては、埋蔵文化財包蔵地の範囲内にあることから、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、平成30年5月2日、事業者から庭の造成を目的ということで、発掘の届け出が提出され、県教育委員会から事前に確認調査が必要との通知があり、5月25日に確認調査が完了してございます。

場所は、岩出市根来2232番地及び2230番地の4、面積については400平米ですか、そういうことです。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 市内造成・開発についての2点目、山地区内の山林開発について、通告に従いお答えいたします。

当該地につきましては、事業区域18万6310.67平米の太陽光発電所を目的として開発が行われており、工事着手に当たっては、岩出市太陽光発電設備設置事業指導要綱に基づき、市と事業者で事前に協議を行い、地盤沈下、崖崩れ、出水、その他による災害及び周辺地域への浸水等の被害が生じることのない計画となっております。

内容としまして、区域内の雨水排水につきましては、開発許可基準に準じた適切な排水設備を設置しており、区域外への放流に関しては、調整池、黒谷池や3カ所の沈砂池を設け、さらにふとんかご、シルトフェンス、ヤシマットフィルターを設置し、雨水排水の抑制や土砂流出防止対策を図っております。

また、着手後におきましては、事業者からの定期報告をもとに、工事の工程を把握するとともに、職員による現地確認も随時行っております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 根来地区の開発・造成なんですが、今、答弁をいただきましたが、文化財として発掘調査した結果、文化財としてどういうものが出土したのか、これについてお聞きをしたいと思います。

この根来地区内の許認可の時期についてはということを質問したんですが、それについて答弁がなかったので、それについて再度答弁、5月25日でしたか、許可をしたのは、文化財はね。開発許可については答弁がなかったと思いますので、これについてご答弁をください。

それから、山地内の開発なんですが、これは従来、パイロット事業としてやったところが、開発して、この地に太陽光を設置をするということでありますが、太陽光設置指導要綱においては、権利住民の説明等について十分されてきたのか。それから、設置事業計画の中身についてどうなのか。

それから、一番最初の質問しましたが、集中豪雨の時期に、調整池と言われている黒谷池並びに大池についてなんですが、この集中豪雨に耐え得る何ミリ以下であればオーケーなのか、それに耐えられるのか、そこら辺について十分な調整池とし

ての役割を果たすことができるのか、これについて再度ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、県のほうで5月25日に確認調査を行ったとお答えいたしました。何が出てきたのかという質問でございますが、確認調査というのは、埋蔵文化財の範囲とか遺構・遺物の密度あるいは遺構面の数、深さ、こういったものを把握するために実施する調査でございます。この場所につきましては、過去にいろんな建物が建築されてございました。この際に大規模な改変が行われているという場所でございますので、埋蔵文化財が展開する可能性は低いと思われる場所と、こういう位置づけになってございます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えします。

根来地区の開発なんですけども、開発区域が3,000平米以上の開発行為を行う場合は必要なんですけども、3,000平米以下でありますので、開発の許可は必要ではありません。

それから、山地区の説明なんですけども、日にちはちょっと今手持ちにございませんけど、説明会はしてございます。

それと、調整池につきましては、和歌山県の開発計画に伴う調整池技術基準に基づき計画してございます。50年確率の計画雨量で溢水することなく、放流できるよう調整する池となっております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 根来地内の件なんですけども、今、教育部長のほうから答弁いただきました。文化財の確認調査ということで、文化財埋蔵物については低いという表現をされたんですけども、あったのかなかったのかということになりますと、どうなのか、再度ここについてお聞きをしたいと思います。

許認可の問題なんですけども、平米数が足りないから必要ないんだということですが、従来の開発で何平米あって、今度新たに造成をした部分、これは何平米あったのか、再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、山地内の山林の太陽光発電の問題についてでありますけども、私は、基本的には太陽光発電設置については是とするものでありますけども、あえて山肌を削って

緑地をこういうふうな設備にするということは、後々いろいろな障害が出てくるといふふうに思いますし、今回、住民説明会もやったということなのですが、南側の市民の住民説明会においては合意がされたのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、調整池の黒谷池の保水量、これについては答弁がなかったんですが、集中豪雨で何ミリ以下であれば、黒谷池と下の大谷池で十分災害が発生しないという判断をされているのか、ここについて再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

今回の工事目的は、庭の造成工事ということでございまして、工事概要は、切り土、それから盛り土、それと擁壁を設置すると、こういうことございまして、擁壁設置の際に20センチ程度掘削すると、こういうことが明らかになってございます。そういうことで、県のほうから、今後、計画されている擁壁工事施工時に工事立ち会いを行うという必要があると、こういうことで対応するということございまして。

出土物ということですが、文化財の本格調査は実施はしてございません。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再々質問にお答えいたします。

黒谷池の貯水量は1万3,504立米でございます。

50年確率の時間雨量としまして108ミリでございます。

それと沈砂池3カ所あると申しましたんですけれども、1つが3,050立米、2つ目が700立米、3つ目が400立米でございます。

それと、現在、造成工事が完了しています。今現在、太陽光パネルの設置工事を行っている状態です。また、パネルの下に土のところにありますので、その箇所につきましては、現在、種子吹きつけ工事を行ってございます。3月末予定と聞いてございます。種子吹きつけして、すぐに芽が出るものではありませんので、今年度の6月、梅雨時期までに発芽できるよう計画してございます。

○田畑議長 都市計画課長。

○松見都市計画課長 先ほどの根来の開発につきまして、申請においては、開発については、建築を伴う区画形質の申請となるため、申請はなされておられません。

山地区の太陽光の住民説明会は、当初、申請前から行われており、その後も随時行ってきております。反対とかそういうのではなく、地元の合意は得られているも

のと認識しております。

○田畑議長 これでは、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、トレーニングルームの使用料について質問をさせていただきます。

昨年の4月、岩出市議会の定例会開催、12月6日に、私は本会議質疑において、議案66号、トレーニング使用に、使用者は1人1回200円の使用料を納付しなければならないと。その後、1カ月幾ら納付して使用しているのかとただしたところ、これに対して、生涯学習課長が、現在、1日200円、1カ月利用料として定期券は1,000円をいただいておりますと答弁をされました。

その後、教育長が条例の中ではうたっておりませんと、申しわけありませんと謝罪をされました。しかし、その後、市長公室長が、金額については毎年決算審査特別委員会において議会で認定されておりますという発言があり、この問題について、使用料の取り扱いについては、地方自治法第225条により、公の施設の使用の対価として、条例の定めるところによって徴収することができることと明記されております。228条の1項では、条例でこれを定めなければならないとうたっているということを質疑をしました。

決算において、議会が認定しているから合法であるとは、私は理解をしておりません。その後、議長に対して抗議をし、申し入れをしてきたものであります。議会並びに行政は、法に従い事業を遂行すべきであり、今回の発言は独裁的であり、余りにもひど過ぎる発言であります。

そこで質問をいたします。市長の答弁と教育部長の答弁とは明らかに矛盾しており、どちらが市の見解かわかりません。よって、統一見解を求めたいと思います。

2番目に、この件について、中立公平な立場である代表監査委員の見解並びに答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

この件について、まず経過と考え方については、先ほど福岡議員のご質問にお答えしたとおりですが、昨年12月、本会議において、本議案の採決に当たりまして、賛成者の方の討論におきまして、この定期券は昭和61年から現在に至るまで利用されてきたものであり、利用者にとっては優遇措置と考えますが、根拠となる条例に

うたわれていなかったことについては反省して、二度とこのようなことがないようにしていただきたいとのご指摘をいただき、また、この制度が創設されてから33年が経過しているが、この間、議会においても決算認定し、条例の不備を見逃してきたことも事実であるということも指摘されてございます。

今回の件は、33年間の経過の中において見逃されてきたことが、今回の料金改正により明らかになったものでございます。今となりましては、制度創設時から33年間、見逃されてきたことの責任ということではなく、現在担当しております教育委員会の責任として、再発防止とトレーニンググループが憩いの場として多くの市民の皆様にご利用していただけるよう努めてまいります。

以上が統一見解でございます。

○田畑議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質問の使用料について、代表監査委員としての見解、お答え申し上げます。

使用料に関する事項については、条例に定めなければならないと、ご指摘の地方自治法第228条第1項で規定されてございます。

今般の総合体育館のトレーニングルームの使用料に関しては、一月当たりの金額についても条例において定めておくべきであったと、このように考えてございます。

なお、監査委員といたしましても、条例に不備があったという点について認識がございませんでした。これについては反省をいたしているところでございます。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、今、教育部長が統一見解を述べられました。しかし、私は合点いかないんです。というのは、この本会議場で市長がこういう発言をしたわけであります。あんたの言うように、そない議会って頼りないもんかいと。議会で決算認定したということは、全て認めたことやないか。それをそこまで言うとは、自分で自分らを卑下しているんと一緒やぞ。そのくらい議회를侮辱するなんてというような発言をし、私に対して高圧的で恫喝する発言をしたのであります。

私は、議회를侮辱するような発言を一度も言っていないし、この発言については、市長として撤回をしていただきたい。そして、統一見解、市長としての認識を今教育部長並びに代表監査委員の答弁を受けて、どういう見解をお持ちなのか、求めたいと思います。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

33年間見逃されていたことへの責任ということでしたので、執行部だけではなく、議会側にもその一端があることを指摘したまでのことでもあります。今回の料金改正により明らかになったことで、二度とこういうことのないよう担当部局に反省と再発防止に取り組むことを指導したところであります。

○田畑議長 再々質問を許します。

○尾和議員 市長の発言は撤回をされるのか、しないのか。その上で今の答弁があるなら私は理解しますが、そこを答弁してないので、再度市長の答弁を求めます。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 前回の発言については撤回するつもりはございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは教育長にお聞きをしたいんですが、管轄が教育委員会ですから、教育長として最終的な答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 この件に関しては、考え方としましては、先ほど教育部長が答弁させていただいたとおりであります。この経過の中から、当初、岩出市体育館設置及び管理条例、これに基づいて、第7条の減免規定あるいは6条の別表にある定めのない項目については管理者がその都度定めると。文書は残ってはいないんですけれども、33年前。恐らくは、この規定を根拠に決裁をしたと思われま。

ですから、料金設定をしたことについて、全く根拠がないというんじゃなくて、この手続は踏んでいると思います。ただし、33年間、その金額について、別表の一覧表なりへ何も記載せずにそのままになっていたことについては、全く適当じゃないと我々は思っております。このことについて、改めて私からおわび申し上げます。申しわけございません。

我々としては、今後、このようなことが起こらないように十分気をつけるとともに、やはりこのトレーニングルームが市民の憩いの場として十分に活用できること、このことに努めていきたいと思っております。

以上です。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、がん検診についてお聞きをしたいと思います。

今、がんの死亡者数というのは、2番目、3番目に位置をしております。日本では乳がん罹患する女性が急増しており、乳がん罹患女性は30代から増加し始め、40代後半から50代前半がピークとなっております。罹患率の増加と同様、乳がんによる死亡率も年々増加傾向にあります。

2017年のがん罹患患者数の予測では、乳がん罹患する女性は約9万人、死亡者数は1万4,000人と予測されてきております。国立がん研究センターが公表した統計では、生涯で乳がん罹患する確率は約9%、つまり10人に1人の割合とも言われております。

日本医師会が2015年に公表した統計では、40から69歳までの女性で乳がん検診の受診率は34.2%であり、大腸がんや肺がんの検診に比べると低い数値であります。データで見るがん検診、日本のがん検診データでは、治療の進歩により5年生存率は90%以上であるため、早期発見をして適切な検査や治療を受ければ、乳がん罹患しても命を落とさない可能性が高くなってきております。

その一方、今一番、男性の乳がんの問題について、男性でも乳がん患者は非常にまれですが、乳がん全体の約100分の1が男性の乳がん罹患患者数となっております。女性に比べて患者がとて少く、がんの発見がおくれる場合が多くあります。生存率も低いと言われております。男性の乳がん患者、最近のNHKの放送では、この問題を放映をしていましたが、私たちも他人ごとではありません。

そこで、岩出市において、がん死亡者数と罹患患者数の実態はどうなっているのか、過去5年間を求めたいと思います。

2番目に、現在実施をしている乳がん検診は女性のみであります。この検診も男性の希望者に対して実施すべきではないだろうかと考えております。岩出市のお考えをただしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の3番目のご質問にお答えをいたします。

1点目、がんによる死亡者数につきましては、県の人口動態統計によりますと、平成25年、119人、平成26年、109人、平成27年、117人、平成28年、106人、平成29年、132人となっております。



罹患者数につきましては、県に問い合わせをしたところ、過去5年間について公表されている最新のデータは、平成25年と26年分しかなく、平成25年は381人、平成26年は311人となっております。

次に、2点目の男性の乳がん検診についてでございますが、市では厚生労働省健康局長通知別添として出されている、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、がん検診事業を実施しております。

指針の中で乳がん検診の対象者につきましては、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性とされておりますので、現在のところ、男性に対する乳がん検診を行う考えはございません。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、がんの死亡者数について公表がありました。この数値について、どういうがんで亡くなられているのか、わかれば教えていただきたいと思えます。

それから、男性の乳がんについては、国の方針でそれが入っていないので、岩出市においては検診をする考えはないということではありますが、いずれにしても、この男性の乳がんについても、テーブルの上に上げて検討をしていただきたいことを強く求めておきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

がんの死亡者の部位別ということでございます。平成29年の132名の中で申し上げますと、最も多いのが、いわゆる肺がん、気管及び肺ですが28名、それから、肝臓がん、いわゆる肝がん等で15名、それから胃がんが12名、それから結腸がん・直腸がん合わせた、いわゆる大腸がんが14名、その他というところが31名と最も多くなっておりますが、部位として多いのは、このあたりのがんということになってございます。

それから、市の検診の中に取り込むことを検討するべきではないかという再質問でございます。国の指針につきましては、がんによる死亡率の減少が有意に認められるというような部分で、有識者の意見等、総合的に判断して示されておるところでございます。公費を使って実施する事業でありますので、科学的な裏づけ、これが必要であります。市としましては、この国の指針に沿って実施をしていきたいと

考えております。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、岩出市の活性化対策について質問をさせていただきます。

岩出市の当面の課題は、年度初めの施政方針でも言われているとおり、「活力あふれるまち ふれあいのまち」であると私も考えております。その中でも、岩出市が、いつも人が集まり、にぎわっているというような県民や近隣周辺から注目されなければなりません。その中心は人であり、人間なのです。がやがや何かやっている、岩出市に行けば何かおもしろいなと認識していただけることではないでしょうか。

さらに、閑空に一番近い立地条件を活用して、インバウンドの観光客をこの地に来ていただくことではないでしょうか。そして、岩出市でお金を使っていただく。また、再度訪れたい岩出市にしていくことであると考えます。

私はそういう観点から、今回、今、岩出市が行っている事業の中で、どういう事業を行っているのか、現状をどのように行い、その実績はどうかについてお聞きをしたいと思えます。さらに、その事業の問題点や課題等をつかんでおるのであれば、それをこの場でご答弁ください。

それから、この議題については、総務省が進めている地域おこし協力隊という制度がございます。この地域おこし協力隊の要綱に従って、岩出市でもこの制度を活用して、計画、創設及び方針を伺いたいと思えます。ご答弁をいただきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の岩出市内の活性化対策について、お答えいたします。

1点目の岩出市内の活性化対策について、現状の事業はどうかについてではありますが、第2次岩出市長期総合計画をまちづくりの基本方針として、将来都市像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて、「住んでよかったと思えるまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「笑顔あふれるまちづく

り」「元気で健康なまちづくり」の4つのまちづくり大綱を柱に、各分野においてさまざまな施策を講じているところであります。

特に、観光振興は、基幹施策として地域の特性を生かしたさまざまな施策を進めており、交流人口の増を目的に、新義真言宗総本山根来寺を初め、旧和歌山県議会議事堂、ねごろ歴史資料館、道の駅ねごろ歴史の丘を根来街道グリーンツーリズム、紀の川緑の歴史回廊の拠点として、観光資源を有効に活用しながら、本市の活性化に努めております。

次に、インバウンド対策についてであります。訪日外国人旅行客、いわゆるインバウンドにつきましては、テレビや新聞等で取り上げられますように、近年増加しており、本市といたしましても、インバウンド施策の推進は大変重要だと考えております。

市では平成26年度から根来寺周辺観光振興事業を進めており、外国人向けの看板やW i - F i スポットの整備、観光ルートの構築などを進め、地域誘客の促進やリピーターの獲得に向け、今後も環境整備に努めてまいります。

また、情報発信が不足しているとのことですが、情報発信につきましては、観光プロモーション事業として、県内外のイベントへの参加による情報発信や、関西・中国・四国地方を重点的に、観光関連事業者へのプロモーション活動を行っております。ほかにも雑誌や観光情報誌への記事掲載、テレビなどのメディアを通じて観光情報の発信を実施しており、特に平成30年度では根来寺かくばん祭りで、J : C O Mの生放送など、関西一円への情報発信を行っております。

また、市長の施政方針でも申し上げましたが、5月26日、テレビ番組「開運！なんでも鑑定団」の出張鑑定が、旧和歌山県議会議事堂で開催予定であることなど、さらなる観光促進を図るため、引き続き岩出市の魅力を県内外に発信してまいりたいと考えております。

2点目の地域おこし協力隊については、総務省により制度化された地域活性化施策で、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域力の維持、強化を図る取り組みとなっております。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱するものであり、隊員は、3年以下の期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発や販売、P Rなどの地域おこしや住民の生活支援など、地域協力活動を行いながら、

その地域への定住・定着を図ることになります。

県内においては、現在、4市14町村で地域おこし協力隊が活動していることを把握しておりますが、当市といたしましては、わずか3年間で劇的に地域活性化を達成することは非常に難しいと思われるため、現在、創設はしておりません。

今後の計画及び方針についてであります。地域おこし協力隊の受け入れには、隊員と受け入れ地域と行政間の連携体制を構築することが重要なことから、地域と行政の間で地域が何を必要としているのかを整理する必要があると考えますので、現時点において創設する考えはございません。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 具体的にお聞きをしたいと思うんですが、今やっている事業の中で、岩出市がインバウンド等による訪問者、これについては宿泊するとか、この数値をつかんでおられるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、地域おこし協力隊の創設については、今考えていないということですが、隣の紀の川市では、これと歌山新報に載ってたんなんですが、フルーツのまち発信ということで、一般的に公募をして、ほかの地区からの居住者を含めて、期間は3年間ありますが、3年間で終わるわけではありません。その後も募集して、継続して、その地域おこし協力隊も活用して、岩出市の情報発信をしていくということも可能であるわけですから、重層的に、一面的に考えるんじゃなくして、いろんな知恵を活用して、この予算措置については総務省のほうから金額も提示をされ、上限も、協力隊員については1人当たり400万を上限として、国のほうから経費として出てくるわけですから、岩出市の持ち出しについてはないわけでありまして。こういう制度を大いに活用して、岩出市の情報発信をしていく。岩出市の活性化をしていく。そういうことが求められると、私は考えております。

全国的にも、この事例を活用して、多くの地域で一定の成果を上げているという市町村があります。こういうものも活用する意思がないのか、私は不思議でならないんですけども、そこら辺も含めて、岩出市だけが現在やってない。橋本、紀の川市、かつらぎ町、海南においても、2名から3名のその協力隊員を募集して、そういう活動を具体的に行っているわけですから、市長ね、これについて岩出市も1個やろうやないかと。この総務省の金を利用して、岩出市の活性化を結びつけていくというお考えは、市長にはありませんか。ご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問にお答えします。

岩出市を訪れる訪問者の数ということでございますが、観光客動態調査という数字で把握しております。岩出市、平成30年度、これは歴年でございます。1月から12月でございます。実数が132万844人となっております。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の岩出市でも地域おこし協力隊の件、取り入れないのかということについて、お答えをいたします。

今後想定される人口減少局面において、地域おこし協力隊は地域力の維持・強化を図る手段の1つだと考えております。ただ、各市町村でそれぞれ事情、状況が異なるため、他市町で実施しているから岩出市も実施というわけにはまいりません。地域おこし協力隊が地域の課題を解決しようと頑張るのですが、自分の考えが正しいと押しつけることで、地域との関係がうまくいかず、また、任期満了までにやめる人や任期満了後の定住につながっていない事例もございます。

こういった事例を踏まえ、市と受け入れ地域、団体が連携して、現状課題を把握した上で、地域おこし協力隊の必要性について、今後研究したいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この地域おこし協力隊というのは、今に始まったことやないんですよね。この要綱ができたのは10年近く前ですから、今、クローズアップしてきているのは、各地方自治体で、これを活用して、いろんな活用の仕方はあると思うんですが、岩出市においても、この地域おこし協力隊というものを形を変えてでもいいですから、起こしていくと。そして、にぎわいをつくっていくという1つの材料に、手段にさせていただきたいこと、これが大切ではないかというふうに思っております。

何もしないことがいいことじゃなくして、1つでも2つでも、この岩出市の活性化に向けて、できることは全てやるんだという姿勢が必要ではないかなと、私はそのように考えておりますので、市の決断を求めておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の再々質問についてお答えいたします。

地域おこし協力隊なんですけど、趣旨としては、人口減少や高齢化等の振興が著し

い地方において、地域外の人材を誘致し、担い手となる人材の確保とともに、地域力の維持・強化を図り、あわせて定住・定着につなげる事業であります。

先ほど尾和議員から、400万円が限度なんですけど、お金が出るということなんですけど、その人の人生を左右するような重大な事業と考えます。また、あわせて市として募集するからには、しっかりとした目的を持ってしないと、その人をもてあそぶような事業になってはいけないと考えておりますので、今後研究したいと考えております。

○田畑議長 これでは、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、質問をさせていただきます。災害支援のあり方についてであります。

私は、この岩出市における災害対策・支援のあり方について、いろいろな方のご意見を聞き、拝聴してまいりました。岩出市の防災マニュアルについてですが、職員規模300名、人口5万3,000人、建物としては、避難箇所は28カ所、ほかに公園等屋外については18カ所を指定して、避難所を運営しておられます。

今日、この岩出市における災害対策・避難のあり方についてですが、まず第1にお聞きしたいのは、岩出市職員への避難訓練についてであります。

毎年、地区防災の訓練がありますが、岩出市自身が職員を配置して、職員体制をつくって訓練をした記録があるのかどうか、これについて、まずお聞きをしたいと思います。

私たちは、常に岩出市職員がその先頭に立って災害対策をしていくということが求められるんでありますが、それに対する考え方、いざというときにどうしていくのか、ここら辺について現状はどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、次に、小中学校の避難者及び受け入れ事前対策についてであります。ひとたび災害が発生しますと、避難施設である小中学校等については、その活用というものが避けて通れません。そういう中から、小中学校のマニュアルについて、建物所有者は岩出市であり、避難所として指定されても、働いている職員は和歌山県の教育委員会で採用され、人事権、給与の支払いも県と国ということから、市職員という意識は少ないように思います。

本来の職責として、児童生徒の安全や授業再開に関して強い職業意識を持ちますが、避難所運営、避難者への対応という点でどうか。避難する住民は県民です。

市民です。岩出市危機管理室、教育委員会、各小学校職員と災害時の対応や役割、取り決め、細部にわたって調整する必要があります。現状は、岩出市において、実際どうされておるのか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、災害が起きたときに、福祉避難所の運営と確保であります。今日、災害が発生したとき、福祉避難所になったときに、この岩出市がどのような対応をしていくのか、福祉避難所については内閣府のほうからマニュアルが出ておりますが、これに従って、具体的に取り組みをしておられるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから、市施設の震災及び物品等の備蓄、これについて万全かどうかという問題があります。これについても岩出市における現状について質問をしたいと思います。ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の5番目、災害対策・支援について、お答えいたします。

まず1点目、市職員の震災訓練について、市職員だけの訓練をとということでございますが、過去をさかのぼりますと、平成19年に職員の参集訓練というのを実施してございます。なお、市職員の震災訓練については、毎年、災害発生時に迅速な防災活動が行える初動態勢の確立を目的に、市民、区自治会、自主防災組織及び行政機関等が連携して、岩出市地域防災訓練を実施しております。本訓練では、会場となる各小学校及び船山地区公民館での訓練と並行し、災害対策本部設置運用訓練、関係機関等との情報伝達訓練、救援物資仕分け及び輸送訓練、道路施設等点検訓練など、職員が災害発生時にとるべき行動についての訓練を実施しております。

次に、2点目の小中学校の避難者受け入れの事前の指定対策ということでございますが、これにつきまして、地域防災訓練では、小中学校を初めとする指定避難所等の開設・運営に関して、岩出市地域防災計画及び平成25年3月策定の岩出市避難所運営マニュアルに基づき行うこととしており、避難所ごとの状況に応じ、体育館等の安全が確認された施設に避難者を受け入れることとしております。また、使用可能教室の判断など、早期の学校機能回復も視野に入れ、教職員と連携し、避難所の開設・運営を実施いたします。

次に、3点目の福祉避難所の確保・運営についてですが、福祉避難所は、高齢の方や障害をお持ちの方、妊産婦など特別に配慮を要する方を受け入れる施設であり、

一時的避難の後、災害や避難の状況に応じ開設をいたします。

現在、中央公民館を除く各公民館及び総合保健福祉センターの8カ所を指定しているほか、民間施設5カ所と災害時における福祉避難所としての協力を協定しており、福祉避難所開設時には、岩出市避難者運営マニュアルに準じ、避難所の運営を行うとともに、支援要員の派遣など、避難される方の障害の特性などに配慮した対策を実施することとしております。

次に、4点目の震災対策物品等の準備は万全かについてであります。震災や風水害を初めとする各種災害に備えるため、避難所となる公民館や各小中学校等の備蓄倉庫などに、資機材や食糧等の備蓄を進めております。粉ミルクについては、現在、総合保健福祉センターに備蓄しており、災害発生時には必要に応じ、各避難所に輸送することとしております。

それと、災害発生時には、自分や家族の命は自分で守る自助、自分たちの地域は自分たちで守る共助が大きな力となることから、各家庭における食糧等の備蓄も重要であると考えており、引き続き住民への周知・啓発に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 具体的にお聞きをしたいと思うんですが、まず、備蓄関係なんですが、今ご答弁をいただきましたが、粉ミルクの備蓄については、あいあいセンターにあると。それから、紙おむつについてもあいあいセンターということでしょうけども、いざというときに、その主要な避難所に事前に配布しておくということは可能ではないかなと。そこから、また持っていくということはおかえって時間がかかりますし、そういう点では問題が発生するというふうに思います。

それから、重大災害のときに一番問題なのは、避難所運営と高齢者や障害者の避難所、これと絡めて、とりあえず死亡事故が発生して、ご遺体をどのように、どの場所で保管をするのか。それから、遺体の保冷剤の使用、ここら辺について具体的に、今決められておるのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、緊急のときには各市町村から協力隊が来ると思うんですが、そこら辺のボランティア、配置、ここら辺について窓口をどこにするのか、ここら辺はどのような手順によってやるのか。

それから、災害時、緊急ヘリポート、これをどこに置くのか、大宮緑地なのか、根来の若もの広場なのか、さぎのせ公園なのか、こういうような具体的なボランティア、ヘリポート、そういう具体的なプラン、構想を持っておられるのか、お聞き



をしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、備蓄関係については、いざというときのために備えることができるのではないかとございます。事前に想定される災害の場合は、そういったことも可能ではあると思いますので、そういう際は、あらかじめ各場所に備蓄のものを移すということはあるかと思いますが、基本的には、備蓄場所を決めておりますので、そこから事後になる場合もあることはございますが、対応はできると思っております。

それと、遺体とかの安置場所、それとヘリポートについて、どういうふうな取り決めがされているかということでございますが、遺体の安置場所については、被災場所の近隣の公共施設、ヘリポートについては、大宮緑地総合運動公園を初めとするグラウンド、これ小学校等のグラウンドもあるんですけども、これは地域防災計画において、その場所を定めてございます。

それと、災害が起こった後の救援のボランティアの方が来られた場合の窓口ということでございますが、これにつきましては、社会福祉協議会が窓口として対応することとなっております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2回目でちょっと質問が漏れたんですが、岩出市職員の震災訓練については、平成19年から、ことし30年ですから、10年余り全然やってないというのが明らかになったと思うんですが、具体的な市職員、災害になりますと、全ての方が市職員が機動的に動けるということではないと思います。職員も被災をして駆けつけることができない状況も発生してまいります。そこら辺を含めて、その場合にどうするのか。これは常に訓練をしておかないと、いざというときには全然役に立たないというのが過去の事例でもありますし、今までの災害の実態においても一番重要な課題になっております。ここら辺については、今後どうしていくのか、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

市職員の災害に対する訓練についてでございますが、これにつきましては、先ほど申しました地域防災訓練、これは災害発生時に迅速な防災活動が行えるように、初動態勢の確立を目的に、市職員のみならず、市民、区自治会、それと自主防災組織及び行政機関等が連携して行うという訓練、これを行ってございます。

それと、災害が、例えば、豪雨が発生したりとかした場合は、職員の防災体制を組みまして、災害に対応すると。これは訓練というよりは、そういった災害、昨年もございましたが、台風とか、そういうときには訓練ではなく、実地で実際出て活動をしている状況であります。

そのほか、例えば、各施設にあります、いわゆるマンホールトイレ、これについての設置作業の確認作業とか、そういうのは各それぞれの部署で、対策というか、訓練を行っているところでございます。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　それでは、最後になりますが、質問をさせていただきます。

まず、臨時・非常勤職員の労働条件向上についてであります。

地方自治体で働く臨時・非常勤職員の数は、全国で64万人を超え、今や臨時・非常勤職員なしには自治体の行政は成り立たないといっても過言ではありません。それに伴って、地方自治体に働く臨時・非常勤職員の処遇改善が喫緊の課題であるとなっております。

民間企業で働く非正規労働者の無期雇用転換が始まる一方で、公務員につく臨時・非常勤職員には、無期雇用転換を規定した労働契約の名の非正規労働者保護法が適用されず、いつまでも非正規、いつでも雇いどめと劣悪な不安定な雇用待遇が続いております。また、地方公務員法、地方自治法の改正を受けて、2020年4月から会計年度任用職員制度が導入されるもとで、現行の臨時・非常勤職員の待遇改善をしていくことが求められています。

岩出市役所においても、この課題は避けて通れない課題でありますので、具体的に質問をさせていただきます。

まず、雇用・報酬・賃金・諸手当について、正規と臨時・非常勤職員の差はどういう実態になっているのか、具体的にご答弁ください。

2番目に、休暇制度については、有給休暇に始まり、忌引休暇、特別休暇等々を含めて、どういう差があるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから3番目に、非常勤職員の労災制度に関して、認定、対応等について、岩出市は条例でうたっているのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の臨時・非常勤職員の労働条件向上についての1点目、雇用・報酬・諸手当についてお答えいたします。

給料につきましては、正規職員は、職員の給与に関する条例に基づき支給しています。臨時職員及び非常勤職員については、それぞれ岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例、岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給をしています。

手当についてですが、通勤手当、超過勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当につきましては、正職・臨時職ともにございます。扶養手当、住居手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、管理職員特別勤務手当については、臨時職員にはございません。非常勤職員には、通勤手当として費用弁償があり、その他の手当はございません。

2点目の休暇制度について、正規職員との差についてですが、臨時職員については有給の休暇として、年次有給休暇、公民権行使の際の休暇、裁判員等として出頭する際の休暇、親族が死亡した際の休暇、災害等による出勤困難な際の休暇があります。また、無給の休暇として、産前産後休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、病気休暇があります。無給の休暇について、正規職員は有給での休暇となり、有給無給の差がございます。また、正規職員のみ有給の休暇としては、骨髄ドナーの休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、妊娠中の通勤休暇、つわり休暇、妊娠産後の保健指導時の休暇、配偶者の出産休暇、配偶者の出産に係る子の養育休暇、父母等の追悼休暇、夏季休暇、感染症等休暇、風水害被害時の休暇がございます。非常勤職員には、年次有給休暇のみとなります。

3点目の労災の認定、対応についてですが、正規職員については、地方公務員災害補償基金への申請、臨時職員については、和歌山県市町村総合事務組合への申請、保育所、クリーンセンターの臨時職員については、労働基準監督署への申請となります。申請先が異なりますが、基本的な制度体系は同様となっております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そこで、臨時・非常勤職員についてであります。正規職員との差につ

いてどうしていくのかというのは、今課題になっておるんですが、岩出市において、雇用期間の定めのない任用として、更新回数の制限はあるのかどうか。本人の希望によって、その辺の任用が可能となるような制度になっているのか、まずお聞きをしておきたいと思います。

それから、2番目に、報酬額、賃金については、正規職員との均等待遇になるよう給与水準を改善することが求められると思うんですが、昇給制度を導入する考えはあるのかどうか。それによって均等待遇を変えていくということが必要だと思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、諸手当で期末勤勉手当、これの報酬額に見合う手当を臨時・非常勤職員にも支給することが求められておるんですが、これについてはどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、通勤手当については、費用弁償として同様に支給しているということですので、それはそれで構いませんが、これらの今申し上げた件について、再度ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

ただいま言われましたのは、いわゆる正規職員と非正規職員の格差の関係の是正をということであるかと思えます。これにつきましては、尾和議員のご質問の中にもございましたが、平成29年3月7日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案が閣議決定をされて、法案が国会に提出にされました。

この法律は、一般職の非常勤職員の任用等について、法律で任用の制度を明確化するとともに、非常勤職員に期末手当の支給が可能となるよう、地方公務員法等を改正したものでございます。これにつきましては、平成32年4月1日から施行されることとなっております。現在、その施行に向けての条例案の作成作業に取り組んでいるところであります。

制度改正の情報収集に努めて、32年4月1日の法施行時に間に合うように条例案を提出して、募集等に努めたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 非常勤職員の労災認定なんですけども、これは北九州市において、非常勤職員が、昨年、労災申請をして棄却されたということで、時の総務大臣が、これ

では問題だということで、非常勤職員も労災、公務災害補償施行規則というものを既に出されておりまして、それに基づいて、岩出市においても、その運用がされてきているのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

いわゆる労災の認定の件数でございますが、平成30年度は3月1日現在で、臨時職員4件ございます。この4件につきましては、いずれも労災認定がされてございますので、尾和議員がおっしゃられたような認定がされていないというような事例は、現在のところ、ございません。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。